

■ 平成 29 年度第 1 回中央区地域健康福祉推進協議会

日時：平成 29 年 10 月 31 日（火）午前 10 時から

会場：中央区役所 5 階 対策室 1・2

○司 会

皆様おそろいでございますので、ただいまから平成 29 年度第 1 回中央区地域健康福祉推進協議会を開催させていただきたいと思えます。

私、中央区健康福祉課の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

冒頭、皆様にお願ひがございます。本日の会議は公開であります。また、後日、会議録をホームページで公開するため、録音をさせていただきます。ご了承くださいませようお願ひいたします。

それでは、開会にあたりまして、中央区健康福祉課長の藤野よりごあいさつ申し上げます。

○藤野健康福祉課長

中央区健康福祉課の藤野でございます。

本日はお忙しいところご出席くださいますして、本当にありがとうございます。天気予報によりまして今シーズン一番の冷え込みということで、寒い中、本当にありがとうございます。

この会議につきましては、地域健康福祉計画の進行管理ということで、皆様から逐次ご意見をいただきながら、その時々合った形に微修正を加えながら進めていこうということが趣旨でございます。社会全体でよく言われる共通した表現として、今、社会が複雑化しているという言い方をよくします。結果的に、福祉サービスにつきましてもそのニーズが多種多様になってきております。その時々でやはり微妙にいろいろと変化してきているという状況でございますので、この計画が平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間の計画になっておりますので、その都度、皆様方から貴重なご意見をいただきながら微修正を加えていく必要があると思っております。

大きな流れとしまして、今年 6 月でしょうか、厚生労働省所管の法令改正がありまして、地域共生社会を目指そうという趣旨でさまざまな法律が改正されました。よく言われているキーワードとして、「我が事・丸ごと」ですとか、「地域共生社会」ですとか、「地域包括ケアシステムの深化」というような表現で、いろいろなところで議論が進んでおります。

新潟市におきましても、今後、その法改正を踏まえた形で、どういう取組みを進めていくのかという辺りがだんだんと形が整ってきた段階で、また皆様方のご意見をちょうだいしたいと思います。

本日は、短い時間ではあるのですが、進行管理という意味で、皆様方が普段感じていらっしゃるいろいろな視点で、忌憚のないご意見をちょうだいできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司 会

続きまして、新潟市中央区社会福祉協議会の高橋事務局長よりごあいさつを申し上げます。

す。

○高橋事務局長

改めまして、皆様おはようございます。中央区社会福祉協議会の高橋と申します。本年度4月より事務局長を仰せつかりました。よろしくお願いいたします。

社会福祉協議会の事業について、日ごろより皆様からご支援、ご理解をいただきまして、本当にありがとうございます。この計画につきましても、推進していくために、皆様方からの忌憚のないご意見を参考とさせていただければと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司 会

それでは、本日お配りした資料のご確認をお願いいたします。はじめに次第、出席者の名簿、資料1「中央区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金の審査結果」、資料2「中央区地域健康福祉計画の進行管理」、資料3「平成29年度地域座談会（地域福祉活動計画について）」以上になります。不足などございませんでしょうか。

それでは、これからの進行につきましては議長をお願いしたいと思います。平川委員長、よろしくお願いいたします。

○平川委員長

皆様、おはようございます。新しくなりました庁舎で会議ができることを楽しみにしておりました。また皆様のご協力のもと、生産的な議論となることを期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、報告の1番目、中央区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金について、説明をお願いいたします。

○事務局

地域福祉係の宮川です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料1「中央区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金採択事業」をご覧ください。

説明に入ります前に、事前に郵送しました資料に若干誤りがございまして、訂正をお願いしたいと思います。資料1ページ目の上から3段目、事業名、団体名、助成額、採択、その横の目標なのですが、目標に1と3が記載されていますが、正しい数字は4ですので訂正をお願いいたします。2ページ目も同じく目標1、3と入っていますが、2と4が正しい数字です。お詫びして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

では、改めまして、中央区にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金の採択事業についてご説明いたします。今年度3件の申請があり、3件が採択されました。新規事業の受付は行いませんでしたので、いずれも継続事業です。

まずNo.1、事業名「元気塾inとやの（中央区）」です。

平成28年度は「元気塾in中央区」として申請しておりましたが、同じ事業です。団体名、一般社団法人新潟県レクリエーション協会、助成額は平成29年度20万円です。平成27年度からの継続事業の3年目となります。

目標の番号については、資料2を開いていただき、1枚めくっていただいて1ページ目に掲載してありますので、ご覧ください。

目標4「健やかでいきいきと暮らせる地域づくり」です。資料1の1ページ目に戻りま

して、事業目的は、一人でも多くの高齢者が健康で自立し、地域の人たちとともに生きがいを持って生活できるように運動やスポーツ、レクリエーションを日常生活に継続的に取り入れるようサポートするというものです。1日2講座×4回を1セットとし、体力チェックを主軸に置きながら、リズム体操やストレッチなどを行い、高齢者の体力づくり、介護予防、医療費の削減やコミュニティの形成につなげます。平成28年度は会場の確保が難航し、鳥屋野地区公民館でのみの開催となりました。参加者は約60名でした。この事業の成果としては、この元気塾に参加した方が自主的にクラブ活動を立ち上げ、ウォーキングやスマートスポーツを行うようになったことです。次に説明します天神尾元気クラブも、この元気塾に参加した方が地域の方々にも大勢参加していただきたいということで立ち上げたものです。課題は、会場の確保ということでした。平成29年度の計画としては、四つの会場でプログラムを実施するとのことですが、9月現在では1会場のみでの開催にとどまっています。

続きましてNo.2、事業名、天神尾元気クラブです。

団体名は、天神尾連合自治会です。平成29年度助成額は12万円です。目標は、2番「仲間づくりができる交流の場づくり」と4番「健やかでいきいきと暮らせる地域づくり」です。事業目的は、近隣同士の相互理解と見守りあい、助けあいとその協力体制構築のためひきこもりを減らし、友情の輪を広げ、健康寿命を延ばすことを目指し、だれでも通える地域の活性化のため開催しているものです。自治会館と神社の境内で60歳代から90歳代の方が集まって、楽しくゲーム感覚で体力をつけられるよう工夫されており、介護予防と地域の交流の場づくりに役立っています。平成28年度は実人数35人、延べ参加者数194名でした。成果としては、認知症の方、障がい者の方もこの会に参加していますので、自力で遠くに行くことが困難な方でも気軽に参加でき、外出の機会、地域の方々との触れ合いの機会が増えたということと考えています。課題としては、ボランティアの拡充に至らなかったことです。平成29年度も前年度と同じ内容で継続しています。今のところ、まだボランティアの拡充には至っていません。

続きまして3ページ、No.3、高齢者及び身体機能が衰えた方が愛するペットとより長く一緒に幸せに暮らすための支援事業です。

団体名、どうぶつがかりです。平成29年度助成額は20万円で、3年目の継続事業です。目標1「支え合い、助け合う地域づくり」と目標3「いつでも気軽に相談できる仕組みづくり」です。事業目的は、高齢者を見守りながら、ペットを手放す悲しみ・動物虐待やペットの殺処分などを可能な限り食い止めていこうというもので、ペットのお世話ができなくなった高齢者や障がい者のお宅に訪問し、ペットのお世話の手助けをするものです。その過程で飼い主の様子に異変が見られる場合は、地域包括支援センターに報告するなど、各機関との連携を図ります。平成28年度実績としては、ペットの世話に10件のお宅に伺いました。また、電話で相談を受けた件数は20件となりました。3月には新潟県生涯学習センターで講演会を開催し、どうぶつがかりの活動の周知を行いました。成果としては、動物愛護協会などの動物関係のみならず、新潟市民病院や佐潟荘などの病院の相談室や地域包括支援センターからも相談が寄せられ、飼い主の安心感と動物の保護につながっていることです。課題としては、活動が広がるにつれ、スタッフの人員不足が深刻になっていることです。平成29年度は、前年度と同じ内容の事業のほか、啓発用のステッカーを作

成し、イベントで配布する予定です。

次のページです。低出生体重児&早産児サークル「リトル☆スター」サークル運営事業につきましては、平成 28 年度に終了した事業ですが、実績報告がまだのため、ご説明いたします。

事業目的は、対象者の情報交換やストレス発散、心のよりどころとしての場となることを目的とする。また、対象者が偏見や差別なく適切な支援、サポートを受けられるよう、各関係機関への支援要請を行うというものです。低出生体重児や早産児は障がい、疾患を持った子どもも多く、そのため容易に屋外で遊ぶことができない子もおり、親たちも普通に産まれた子とは違うという思いから、通常の子育てサークルやコミュニティを利用することに抵抗を感じている方が多く、家に閉じこもりがちになり、健全な養育がしにくくなっていることから、情報交換会や発達障がいなどの講習会を開催し、親と子をサポートしていくものです。平成 28 年度は鳥屋野地区公民館および山潟会館でお茶飲み会を計 6 回開催しました。また、助産師を招いて講習会を開催しました。参加者は、多少の入れ替わりはあるものの、毎回、保護者 4 名程度、子ども 5 名程度の参加がありました。事業の成果としては、参加されている方にとってこの会が心のよりどころであり、情報収集の場になっているということです。課題としては、参加されている方々は外部の人との交流を望まない方がほとんどということで、事業としての広がりがなく、平成 29 年度はサークルの体制の見直しを図るということで、継続の申請は行いませんでした。

中央区にいがた安心ささえ愛活動支援事業については以上です。

○平川委員長

以上、補助金事業 4 件についての報告でございました。ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○三崎委員

まずはじめに、非常に見やすい資料にしてくださって感謝申し上げます。本当に見ていて、よりよくなったと気が付きましたので、感謝しております。

それで、1 ページ目の「元気塾 i n とやの（中央区）」のところで、平成 28 年度課題、平成 27 年、平成 28 年とやってきて、そしてその課題で、地域と連携が取れず開催ができないことがあると書いてあります。

では、だれがやっているのかというと、一般社団法人新潟県レクリエーション協会、それだけの組織ではないのですか。それだけの組織で 20 万円の助成金を申請しながらです、連携が取れないだとか言うのか。そうすると、この事業自体の継続の段階で、どこまで詰めて計画をしたのかということが、どうだったのかなという気がするのです。ただ計画ありきで何とかなるさ、やろうぜと。一般の例えば町内会なんかで、有志がよしやろうというのと、社団法人がやるのと、これは違うのではないですかと言いたい。税金を使うにすれば審査がどうだったのかと疑わざるを得ない。この内容を見ますとですよ。だから、なぜかなということが私の疑問なのです。それについて、事務局としてはどうお考えですか。

○事務局

たしかに大きな組織で、こちらの事業として申請されて、事業自体はいいものだということで採択いたしましたけれども、たしかに結果として計画どおりにやることができな

った部分がありますので、その辺り、今年度はそのようなことがないように、私どももまたこちらのレクリエーション協会のほうに出向いて、その辺りをよく、どうしてできなかったかというところをきちんとお話しをさせていただきまして、次回にそこは説明したいと思います。たしかに三崎委員のおっしゃるとおりです。

○平川委員長

よろしいでしょうか。ほかの委員の方いかがでしょう。

○鍋田委員

今と関連するかもしれないのですが、こういう事業でやるのに、今回の場合は、一つの視点としてコストがどのくらい掛かるのですか。

例えば事業No.1、お金を20万円もやって3年間でやる。同時に、1年目は事業を何回やって、その1回分のコストが3万円か2万円か分かりませんが、そういうコストがそれぞれイベントごとにどのくらいずつ掛かるか。その辺のことも判断して、役所のほう、このイベントが1回やると2万円なのか3万円なのか、そのコストをどのように判断するか、その辺の基準というものがあるわけで、その辺、お考えがあるのであれば聞かせていただきたい。

○事務局

コストとしましては、1日2講座4回、1講座につき講師の謝礼5,000円で見積もっております。そこにアシスタントも付きますので、アシスタントが1講座につきお二人で3,000円ということで見積もっています。そのほかに、イベントをするにあたりまして、チラシの作成であるとか、保険も掛けますので、そして会場使用料を1回3,000円と見積もっています。そうしますと1講座あたり1万円ちょっとです。それを1日2講座ですので、1日ですと2万2,000円ちょっと×4回の講座になりますので、9万円弱になります。それを2回行ったということ。そのほかに、チラシであるとかインターネットの通信費であるとか、会場使用料であるとか、そういったものが付きます。ですので、この内容としては、31万円の事業の中で、こちらのほうで20万円を補助したということになります。

○鍋田委員

私が言いたいのはコストです。コストが、イベントをやるにはPRして20万円くらいですか、そういうことで今までやっている、地域を活性化する、安心安全、そういうものを担っているということなのですか、それがバランスがとれているのか、とれていないのか、その辺はまた議論になるのではないかと思います。

○平川委員長

補助金の審査にかかわった経緯もありまして、先方からは詳細な会計報告が出ているかと思えます。それは例えば必要な場合は、閲覧は可能でしょうか。

○事務局

はい。

○平川委員長

そうですね。この資料では省略されておりますけれども、ご心配の方は、その会計報告を見ていただいて判断していただければと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。もしまたお気づきの点がございましたら、事務局

に直接言っていただければ、また、資料のご確認をしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、次第に従いまして、次の報告の2番目、中央区地域健康福祉計画・地域福祉活動計画の状況につきましてのうちの前半、アの中央区健康福祉課について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

資料2「中央区地域健康福祉計画の進行管理」について、各事業を説明いたします。内容は平成28年度の目標、取組みと評価、課題と、平成29年度については目標と9月末までの取組みを記載しています。評価と課題につきましては、次回、年度末開催時に記載させていただきます。

地域福祉係所管分よりご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。「にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金」についてです。

各補助事業については先ほどご説明したとおりです。事務局の目標としては、平成28年度は7月中に採択された団体に補助金交付を目指しました。取組みと評価ですが、初めて申請された天神尾元気クラブに対しては、事前に何度かお会いしてていねいにアドバイスを行いました。事業の開催状況については、現地確認を行っております。この事業の成果は、先ほどの事業の成果と同じです。課題としては、前回の会議でご指摘がありました各事業の目標の設定と達成状況の把握が平成28年度は明確でなかったことです。今年度より、達成状況を明確にして、実績報告のときにさせていただきたいと思っております。

続きまして3ページ「赤ちゃん誕生お祝い会支援事業」です。

中央区特色ある区づくり事業で、平成29年度からの新規事業です。内容は、赤ちゃん誕生を機に、地域の子育て中のママ、パパ同士だけでなく、そのほかの地域住民との交流を深め、地域全体での子育て支援と多世代が交流できる環境づくりを進め、いずれは地域の子育て世代が地域の茶の間を気軽に利用できるようになることを目指すものです。平成29年度の目標としては、地域でのお祝い会を10団体で開催し、赤ちゃん100人の参加を目指します、開催の手引きを作成します、お祝い会に保健師を派遣しますというものです。9月末までの取組みとしては、お祝い会の事業内容を広報したことと、現在、お祝い会を開催している浜浦コミュニティ協議会と入舟コミュニティ協議会の方に意見をちょうだいしながら、手引きの作成会議を開催いたしました。お祝い会の申請団体は現在3団体、申請を予定している団体が1団体です。ほか、いくつかの団体から問い合わせがきている状況です。引き続き、地域の茶の間を運営している方々を中心に、赤ちゃん誕生お祝い会の事業説明をし、開催に向けた支援をしていきたいと思っております。

続きまして4ページ、「地域包括ケアシステムの構築」です。

地域福祉係、高齢介護係、健康増進係が関連する事業を行っています。平成28年度の実践内容については、前回の会議でご説明いたしましたが、その後、中央区社会福祉協議会との共催で助け合いのまちづくり講演会を開催いたしましたので、ご報告します。助け合いのまちづくり講演会は、3月28日、東北福祉大学の高橋誠一先生をお招きし、万代市民会館で開催いたしました。講演会については、参加者の皆様からよい評価をいただきましたが、参加者の数が少なかったことが残念な結果となりました。平成29年度以

降につきましては、区づくり事業としての助け合いのまちづくり講演会は開催せず、しくみづくり会議や、社会福祉協議会主催の事業の中で一緒に啓発活動を行っていきたいと考えております。平成 28 年度の課題としては、地域包括ケア推進モデルハウスのもう 1 か所の速やかな立ち上げと、日常生活圏域支え合いのしくみづくり会議の委託事業者への円滑な引継ぎ、そして地域包括ケアシステムについて、支える世代へのアプローチ不足をあげました。平成 29 年度に 2 か所の地域包括ケア推進モデルハウスも立ち上げることができました。また、地域包括ケアシステムの理解が浸透するよう、各圏域の支え合いのしくみづくり推進員が中心となり、地域での説明会も回を重ねています。説明会には、40 歳代、50 歳代の若い方も参加されているということです。

続きまして 5 ページ、「避難行動要支援者対策」です。

高齢者や障がい者、要介護者など、災害時に自力で避難することが困難な方の名簿を地域の自主防災組織に配布し、災害時に支援する制度です。平成 28 年度実績については前回説明いたしました。自主防災組織および民生委員の皆様から対応困難とのお声をいただいております。実情に即した支援のあり方について、防災課および総務課安心安全係に制度の見直しの相談をしております。このたび、制度名の変更に伴い、全名簿登録者へ、情報開示および緊急連絡先の確認を行いました。登録者の情報については、支援者に対して、本人の要望をそのままお伝えするのではなく、登録理由をお知らせすることとなりましたので、それについては地域の要望を受けて改善されたものと考えておりますので、それが一つの成果になるかと思えます。

地域福祉係のものについては以上です。

○平川委員長

それでは、多岐にわたっておりますけれども、皆様、ご意見等ございましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では私のほうから。赤ちゃん誕生お祝い会支援事業で、地域の茶の間等に任せるようなことが出ておりました。ぜひ、地域包括ケアシステムに若干関わっているものとしては、若い方からはなかなか関わってこないという感じております。私の言い方なのですが、生まれた赤ちゃんが地域の孫のような扱いで、皆さんの子どもたちだよという感じで包み込む、もちろん部署は違うかもしれませんが、ぜひそのような形で、赤ちゃん誕生の支援事業と地域包括ケアシステムの部分とうまく連結するように協力していただければと思います。

○事務局

ありがとうございます。

○平川委員長

ほかに何かございますでしょうか。

○水本委員

いろいろな会議で話が出るのですが、例えば、個人情報です。要支援者名簿もそうなのですが、市から出てくるけれども、これはマル秘ということで出せないのです。これですと、何も、助けることができない。大勢で助けなければいけないので、一人二人で把握していてもなかなか難しいわけです。要支援者名簿の場合は、本人が相談しているからそれはもう問題ないだろうという話なのです。でも、ある人に聞くと、またそれも難し

いのではないかというような答えが返ってくる。いろいろな、支え合いのしくみづくりとかそういったものでやっている、やはり個人情報というのがどこまで許されるのかということが、市で、中央区で見解を出さないと、なかなか地域によって動きづらくなってしまふのです。

その辺で松岡さん、弁護士さんがおられるわけですがけれども、個人情報というのはどこまで許されるのでしょうか。ある弁護士さんに聞くと、名前、電話番号、住所くらいは個人情報にあたいしないと、資産とか職業とか役職とか、そういったものを公開すると個人情報にあたいするというようなことを言われているのですけれども。

○松岡委員

人によっては解釈違いますけれども、住所や電話番号も高度の個人情報だと考える人もいます。やはり、個人情報のプライバシー性の高さというのは人によっても違うし、やはり口外するから事前承諾というか、この情報をこういうふうにだれかに提供するけれどもいいですかと言えば、承諾を取って進めていくほうが安全です。こちらで勝手にこれは公開されているとか、そういうことを決めるのは少しリスクーなのかと。事前に町内ごとでもけっこう、どこにでも申込書というのを書いていますよね。何か申し込んだりするときに、これはこういう限度、この情報はこういう限度で利用しますけれどもいいですねというふうに入っているの、そういうふうの確認を取って進めていくという形のほうがいいかと思えます。

○水本委員

一つの条件といたしますか、そういうことを付けて出せばいいわけですか。

○松岡委員

例えば今、量的に限りがあるので書いていなかった、こういうふうはこの情報を利用しますけれどもいいですかということで進めていったほうがいいのかと思えます。

○水本委員

それは一人一人確認しなければならないわけですね、そういうふうに関手から書いてもらうとか申し込んでもらうとか。そうすると、なかなか全体で、ですから個人情報というのが全部ネックになってくるのです。全体でこれをやろうとするときに、すべて名簿を出すとかいうことになる、これが全部個人情報で引かかるということになると何もできなくなってしまふのです。ですから、名前とか住所とか電話番号くらいはいいという判断をする先生もいるのです。どちらがどうなのか、どうしたものか。役所に聞くとだいたいだめだと言うのです、個人情報だからだめだと。

○松岡委員

例えば、参加申し込みなどをもらうときに、こういうメール、とにかくそれを文字として入れておけばいいかと思えます。その住所、電話などを使って何か名簿一覧表を作るのでそこに掲載しますというような、例えば了承するとかそういうことを○で選択する、そういう書式さえ工夫すればそんなに細かく説明しなくても、○付けの書式とかにすれば意思確認できたということになるかと。

○水本委員

結局、やはり一人一人、そういったものをもらっておかないとだめだということですね。例えば、こちらが把握していて本人からは直接もらっていないと、地域では把握できてい

るのですよね。そういったものを出してしまうというのはまずいのでしょうか、名簿として。

○松岡委員

名前くらいならどうなのでしょう、住所、電話番号ですとけっこういたずら目的などでいろいろ使われますよね、変な電話をかけたとか、そういうことを考えると、例えば運営側で、こういう事業をやっているという部分、主催側が使える程度は問題ないのでしょうかけれども、一般の参加者の方に名簿を見せてしまうということになると、やはりそこで見せるものということについては本人が同意している範囲でないといけないかと。

○水本委員

例えばアンケートを取るにしても、その下に、この情報はこういった活動にしか使いませんというように明記しておけばいいのでしょうか。

○松岡委員

アンケートでそれをだれが回答したかということは、基本的にアンケートというのは匿名ですよね。

○水本委員

無記名のももあるし、いろいろあると思うのですけれども。

○松岡委員

でもそれを入れるというか、常にその情報をこういう範囲で使いますよということを入れて承諾をもらうというやり方のほうが、勝手にこちらでプライバシー性を判断するよりははるかに安全ですし、一番問題のないやり方だと思います。

○水本委員

要支援者名簿という話から、本人から要請したというのは問題ないわけですよね。要するに、災害があったときにだけ使うということになるということになっているわけだから。公開しないと、みんなのところに回さないと使えないのです。

○松岡委員

先にそういうのは入っているのですよね。

○事務局

ご本人から了解を得ますが、それは、自主防災組織で、避難するために必要な方々に活用してくださいということなので、やはり広くでないです。自主防災組織内でということになっています。

○水本委員

そうやって、名簿をこちらに送ってくるときにそれが書いていないと、みんなマル秘なのですか。出してはいけないということになっているわけです。これでは何にも使えません。だから、役所が認めていくわけだから、その時点で必要な、今言われた例えば災害のとき、救助のときだけ使わせていただきますと、あるいは訓練のときもあると思うのですけれども、そういったときにだけ使わせていただきますというような感じではだめなののでしょうか。いくらもらっても役に立たないのです、個人情報に引っかかってしまって。ですから、助けたり何かするために、あるいは相手が助けてもらいたいというときに、個人情報をどんどん言われてしまったら何もできません。その辺を、いろいろな面で、個人情報をどこまで、いろいろと名簿をもらうときに本人から承諾を得ていないと、我々も

何もできないのです。いろいろな会議でも、全部、個人情報にあたってしまうのです。これだともう何もできないですよ。

○事務局

総務課安心安全係のほうから、それぞれ自主防災組織あてに名簿を送付するときに、多分そういうお話はされているのではないかと思うのですが、ですから、もらった方だけではなくて、その方を助けるために、自主防災組織の中での活用はまったく問題ないです。本人にはそれは了解は取っていますし、そのための避難訓練もちろん、だれを助けるということはもちろん情報が必要かと思しますので、避難訓練でもお使いいただいて、それは問題ないかと思えます。

○鍋田委員

私のほうは、赤ちゃんお祝い会の話ですけれども、今コミュニティからお祝い会で保健師を派遣してみようという声が出ています。役所の地域福祉係に連絡すると、そういう保健師さんを派遣していただけるのでしょうか。

というのは、今、あの方が言われたように、赤ちゃんにお祝いを出している若いお母さん、これは地域の茶の間で、はっきり言うと来ないと。地域の茶の間はみんなお年寄りばかり。赤ちゃんにお祝いをやって地域に引き込むだけでは足りないので、保健師さんが来てくれるのであれば、うまく釣れると言ったらいいのでしょうか、そういうことがあり得るので今聞いてみたのですけれども。保健師さんを派遣していただけるのでしょうか。

○事務局

今でも、いろいろな茶の間に、保健センターの保健師が行っておりますし、包括支援センターでも保健師等おりますので、そういう方々もお伺いすることはできます。

○平川委員長

さまざまな資源、環境がありますので、ぜひ地域のニーズと結び付けて活動できるようになったらいいかと思えます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

それでは、またお気づきの点ございましたら、事務局にご連絡いただくということをお願いしたいと思います。

○事務局

あとほかの係のもの、6ページ目から説明したいと思います。

○事務局

障がい福祉係の瀬戸と申します。資料6ページ、7ページ、8ページの3ページ分を説明させていただきます。

資料6ページです。障がい児者基幹型相談支援センター事業ということで説明させていただきます。

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援の支援体制の充実を図るものです。中央区におきましては、基幹中央センターが八千代の総合福祉会館の1階にあります。平成28年度の取組みと評価なのですが、障がい者基幹相談支援センター中央への相談件数は平成28年度実績7,347件、平成27年度実績は7,079件、前年度比においては268件の増です。地域や家庭における障がい関係の相談体制が地域に浸透してきた結果であると考えられます。課題なのですが、年々相談件数が増

え、相談先としての認識が浸透してきたことは評価できる。しかし一方で、相談件数が今後増え続けた場合、職員の人員不足問題に関係し、相談対応の質を維持することが課題となっております。下の表に移りますが、平成 29 年 4 月から 9 月までの実績について説明いたします。平成 29 年度は 9 月末で 3,890 件、平成 28 年度 3,535 件と、同時期の比較においては 355 件の増となっております。この大まかな内訳としましては、本人、家族が概ね 40 パーセントくらいです。いわゆる行政とか包括、いろいろな事業所からの相談が 6 割となっております。

続きまして 7 ページ、地域活動支援センター事業です。

障害者総合支援法により定められた、障がいによって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする施設で、その目的によってⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分かれております。取組みと評価のところです。障がい者の自立と社会参加を推進するため、創作活動や生産活動の機会の提供および社会との交流の促進などの事業を実施しました。中央区内事業所数です。Ⅰ型が 2 事業所、Ⅱ型も 2 事業所、Ⅲ型は 7 事業所あります。平成 27 年度はⅢ型が 6 事業所、つまり平成 28 年度になって 1 事業所が増えております。Ⅰ型、Ⅱ型の事業所数は変更ありません。登録人数の大きな変動はないが、創作活動や生産活動の機会の提供および社会との交流の場の提供ができました。右側の課題です。障がい者の居場所づくりとしてはニーズもあり、重要な制度であると考えます。その一方で、障がい者の居場所を拡充することよりも、障がい者がさらに社会参加できる仕組みづくりを社会全体で協働して創っていくことが大切であると考えます。左下の取組みと評価です。中央区内の 9 月末時点の事業所ですが、Ⅰ型、Ⅱ型は変わらず 2 事業所ずつ、Ⅲ型においては 5 月から 1 事業所増えまして 8 事業所になっております。

続きまして 8 ページ目、成年後見支援センター事業です。

成年後見支援センターでは、市民からの相談に対応するとともに、成年後見制度の普及啓発や市民後見人の養成、活動支援を行い、成年後見制度による支援を必要とする方々への権利擁護を推進しております。取組みと評価です。成年後見支援センターにおける相談件数は、平成 28 年度 1,210 件、前年比 263 件増、うち新規が 460 件、こちらの前年比は 72 件増、参考として平成 27 年度の件数は 947 件、うち新規が 388 件となっております。権利擁護のための成年後見制度の活用が地域に浸透してきているものと評価できます。右側の課題です。年々相談件数が増え、相談先としての認識が浸透したことは評価できる。しかし一方で、今後増え続けた場合の職員の人員不足問題に関係し、相談対応の質を維持することが課題と聞いております。左下のところす。平成 29 年 4 月から 9 月までの実績、平成 29 年度 634 件、前年比で 34 件の増、うち新規 233 件、前年比 6 件増、平成 28 年度同時期においては相談件数 600 件、うち新規 227 件となっております。こちらも本人、家族からの相談と、ほかの事業所からの相談が約 5 割ずつとなっております。どちらも地域に浸透してきている結果と考えております。

○平川委員長

それでは、資料 2 の 6、7、8 ページのところでは何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○三崎委員

どうもありがとうございます。障がい者が本当に社会に出て、私たちと同じように健康

で過ごせるという社会を目指していると思うのです。

それで、6 ページに相談の件数が増えている、課題としてその職員人数の不足から対応の質がという問題がありますね。そうしますと、当然、資料を見ていく中で、何をどうすればいいかということだと思ふのです。では、質というのは簡単に口では言えるのですけれども、本当に相談というのは重要なのです。ですから、質を上げる努力と、それから、人的に本当に足りないという部分に対しては早急に計画を立てて、こうしていかないとだめですよということを発信しないといけないと思ふのです。こうやって分析をしていけば、当然、お願いするときに、こういう実態なのだと、ですからこうしないと大変なことになりますという形で、相手を、予算とかそういったもの、あるいは人員を、採用できるのかという問題もあるでしょうからなかなか簡単ではないと思ふのですけれども、そういった方向を、みんながああそうだよね、やらなきゃだめだよというふうに持っていき、そういう努力を積極的にやらないと。言葉で言うのは簡単なのです。でも、それを本当にそうしていかないとだめなのです。ぜひ頑張ってください。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

○平川委員長

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○北村委員

新潟市パーソナル・サポートセンターの北村といいます。

基幹相談支援センターと成年後見センターは、みなさん相談員の方は何名という形でやっているのでしょうか。

○事務局

基幹相談センターは、4人の相談員と1人の事務員で5名がおります。成年後見センターは、把握が定かではないのですけれどもおそらく3名と認識しております。

○北村委員

そうしますと、私たちが生活困窮者の支援で、新潟市の8区を担当して、相談員6名ですけれども、1万くらいの件数で、本当に相談員が疲弊するくらい忙しい中で、基幹センターが事務員5名でこの件数の相談というのは、とても大変なのかなという印象です。これはおそらくどこの基幹も今言われているところだと思ふので、相談員の心のケアというか、その辺を少し心配していただければいいかと、現場から思います。

○事務局

ご意見ありがとうございます。

○平川委員長

ほかの委員の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続けて担当課からお願いします。

○事務局

続きまして9 ページ目です。高齢介護係の木伏と申します。よろしく申し上げます。9 ページ目から13 ページ目までの説明となります。

9 ページ目、生きがい対応型通所事業（ふれあいティールーム）です。

内容は、介護予防と社会参加の促進を目的とした高齢者のサロン、茶話会を中心として

さまざまなプログラムを実施しております。事業としては社会福祉協議会に委託している事業です。平成 28 年度 of 取組みと評価ですが、利用者実績が数字が落ちていましたが、合計が 2,355 人と付け加えてください。3 地区、中央、南、東地区で実施しており、事業としてそれぞれの内訳の数値は記載のとおりです。残念ながら各地区共に減少傾向となっております。ただ、自ら活動できることが理想であるため、活動の場所の提供としてさらに魅力ある内容や開催方法の検討が必要と考えております。課題としても、利用者の減少が続いていること、また固定化されている傾向があること、そして今後この地域包括ケアシステムと一体化の検討を進めていくという課題があります。平成 29 年度現時点での取組みと評価です。9 月末現在は 3 地区合わせて 1,182 名の利用者がありました。実施メニューを絞った内容へ変更するなど、実績を見て今後検討していきたいと思っております。

続いて 10 ページ目、あんしん連絡システム事業です。

在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、24 時間体制の受信センターに通報することができる装置を貸与しています。平成 28 年度取組みと評価は、平成 28 年度末時点での設置台数 588 台とあります。この内訳は、あんしん連絡システム 519 台、福祉電話 67 台、シルバーホン 2 台となっております。ひとり暮らしの方々へ周知はされているということは評価できるかと思っております。課題としては、やはり緊急時の連絡協力員が必要なため、日ごろから親族や友人等とのつながりが大切になってくるということが課題です。今年の 9 月末時点では 565 台のご利用があります。制度周知もなされており、利用者は、問い合わせ等、増加傾向にあります。

続いて 11 ページ目、高齢者等あんしん見守り活動事業です。

高齢者の孤独死や、親族、地域との関わりを持たない社会的孤立状態を防ぐため、地域住民主体の見守り体制や民間事業所と連携した見守りネットワークの構築、安心安全な地域づくりをするためのものとなります。平成 28 年度取組みと評価としましては、地域支援ネットワーク構築のための訪問回数等で 1,500 件となっております。おもに包括支援センターが回っているものです。課題としては、先ほども別な項目でありましたけれども、個人情報の共有が必要というところがあります。積極的に自治会、コミュニティ協議会、民生児童委員協議会等と連携しての高齢者の見守りにつなげていく必要があります。平成 29 年度も同様に活動を積み上げていくというところです。

12 ページ目、地域包括支援センター運営事業です。

介護保険法に基づいて、総合相談・支援、虐待防止、権利擁護、介護予防マネジメントなどを総合的に行うところです。取組みと評価としましては、平成 28 年度末の総合相談業務の件数が 3 万 8,258 件あります。内訳についてはご覧のとおりです。課題として、包括ケアシステムの稼働で、総合支援事業への切り替えによる訪問調査業務が増加しているということですが、速やかに移行できるように、包括支援センターの役割が重要になってきています。また、センターの設置当時から圏域の状況もそれぞれ変化してきております。多岐にわたる包括の業務を円滑に遂行するため、圏域の見直しなども今取り組んでいるところです。平成 29 年度 of 取組みについては、8 月末のところでは合計で 8,579 件となっております。内訳として地域住民、本人家族からというところが 4,185 件となっておりますが、4,585 件の誤りですので修正をお願いします。

続きまして 13 ページ目、老人憩の家の活用事業です。

高齢者相互の親睦や教養の向上、レクリエーションを行う場として市が設置しています。平成 28 年度の取組みについては、1 日平均利用者はなぎさ荘 70 人、ひばり荘 41 人、沼垂荘 92 人、鳥屋野荘 45 人、山潟荘 31 人、米山荘 61 人、関屋コミュニティハウス 24 人、寄居コミュニティハウス 33 人という利用になります。利用者はほぼ横ばいの状態です。施設の老朽化も進んでいますが、維持修繕を最小限行いながら現状維持に努めていきたいと思っています。課題については、新たな活用方法については、包括ケアシステムと絡めた利用も考えていく必要があると思っています。平成 29 年 8 月末の 1 日平均利用者数についてはご覧のとおりです。ほぼ横ばいとなっています。多世代交流の場所としての機能の可能性を模索したいと考えております。

○平川委員長

資料の 9 ページから 13 ページ、高齢介護係の担当部分につきまして、ご意見ご質問等、いかがでしょうか。

○石川委員

中央区老人クラブ連合会会長の石川と申します。

13 ページ、老人憩の家の活用についてです。委託をやっており、私も責任者として 7、8 年経験したのですけれども、二つの利用目的があります。

たしか 4、5 年前に新潟市が仕分事業の対象になっていたのです。現状維持でいこうとするのか、できればなくそうとするのか、その判断をやったときに、だいたい 1 か所、人件費を含めて約 500 万円かかっていたのです。ですから、新潟市内でも 4 億円から 5 億円くらいの経費を使っていると思います。それだけの意味があって続けようとするのか、できればそれをなくそうとするのか相談したのです。

もう一つは、13 ページの下から 2 行目ですけれども、自主事業として多世代交流の場所としての機能の可能性を模索するとあります。ところが、私は 2 か所老人クラブをもっておるのですけれども、月末に管理人の出勤状況その他について、一応ルールができましたので必ず月 1 回はこちらに行っているのです。皆さんご承知の方多いと思いますけれども、3 年くらい前から入浴料を一部いただくことになりました。そこで、その内の半分は市のほうにおあげしています。具体的には、20 万円の収入があったら 10 万円は市のお金、あとの 10 万円は自主的に憩の家でいろいろなことに活用しなさいと、そういう申し合わせなのです。できれば憩の家でそういうことをやろうとするのですけれども、現実には、お風呂に入ることと将棋を指したり碁を指したり、これは非常に熱心なのです。ところが、そこで振り込み詐欺の講演をやるから聞いてください、あるいは A E D の説明をするから聞いてくださいと言うと、みんな逃げてしまうのです。用事があるから、予定があるから帰らせてくださいと、ほとんど残らない。

ですから、何かやろうとしても、楽しいことでは積極的だけれども、少し勉強というような感じのことになるともうそっぽを向く。これは高齢者の共通点かもしれません。

少し横へそれましたけれども、その二つの点についてのお考えと、一つは仕分事業としてやるのであれば、高齢者支援をどのように発展させようとするのか。もう一つは、事業をやろうとしても、先ほど言った事情でなかなか集まってくれない。ですから実質的にはほとんど事業らしいものは、私がつけている二つの老人憩の家に関してはほとんどやっていないわけです。以上です。

○平川委員長

石川委員からご意見がございましたが、いかがでしょうか。

○事務局

一つ目の事業仕分の件です。たしかに、民主党政権のときに事業仕分の対象になりました。大きく結論を区分しますと、現状維持で継続するのか、内容を変えて継続するのか、廃止にするのか、この三つの選択肢の中で外部評価委員の方から議論していただいた上で結論を一旦出しました。たしか 11 人（正しくは 7 人）だったですけれども、5（3）対 6（4）で内容を変えて継続しようと、残りの 5（3）人が廃止だと。問題点としては、入浴、あの当時はまだ実費相当分として 100 円の負担を取っていませんでしたので、無料で個人が入浴できるような状況を公費で確保することがいいのか、それは違うということで大勢の方が反対だったのですが、結論としては、内容を変えながら継続していこうということになりました。具体的には、特定の固定した利用者ではなくて、広く、若い方も元気世代も含めて、今、条例上で高齢者のみの利用しかできないことになってはいますが、その辺も徐々に変えた上で、より広い世代の方が利用できるように工夫していこうということになって、いろいろな、試験的にどういうことを取り組むと利用者が拡大しそうなのかという辺りを何年もかけてやっております。

具体的に、次の質問にも関係してくると思うのですが、やはり若い世代の人がかわった取組みをすることで、それなりに受け入れてもらえているように私は感じております。具体的には、憩の家、中央区には 6 か所ありますけれども、一つ、海岸端にあるなぎさ荘というところが、指定管理者として青陵大学にやっています。そこで学生さんが頻繁にいろいろな取組みで、健康相談であったり、今日は指先を使った何か小物をみんなで作りましょうとか、血圧測定とか、そういう形で学生さんがかなりの頻度で入ってもらっています。結果として好評だと我々もとらえていますので、そういう切り口で、たまたまなぎさ荘が青陵大学の隣だから可能なのかもしれませんけれども、ほかの場所で、ではどうやって入るきっかけを運営の中に取り込んでいくかという辺りは、なかなか、私どもも現時点では案としていいものが浮かばないので、先ほどの赤ちゃん誕生祝い会ではないですけれども、地域包括ケアシステムの中に取り込んだうえで、若い世代に何とかかわってもらえるような仕組みづくりができないのかということは、今まさに検討中のところです。

○石川委員

憩の家というのは、私も高齢者の一人ですけれども、高齢者にとっては非常にいい場所になっているのです。午前中、午後、ある人、少し問題のある人なのですけれども、実際は 11 時ころから風呂に入るのだけれども、9 時ころにやってくるのです。そして、夏であればクーラーを入れろと、冬であれば暖房を入れろと、ごちゃごちゃ毎日言うわけです。ところが、管理人はルール違反ですから入れないのです。そうすると、ごちゃごちゃそこに対立する。それで、私はその人に、どうしてあなたは 9 時から来るのですかと聞くと、居場所がないと、家にいたら母ちゃんがうるさいから、そこへ行けばだれもうるさく言わない。そういう人がけっこういらっしゃるのです。それは、よいかどうか分かりませんが、当人にとっては大事なのでしょうね。午前も午後も毎日来る。家にはいない。そういう方がいらっしゃる。

もう一つは、これはいいかどうかは別として、風呂をそこで利用している、自宅では風呂を利用しない、そういう人がかなりいらっしゃるのです。それは結局、風呂を洗ったりするのは私の専門ですけれども、おそらく負担になっているのです。緻密に計算したわけではないのですが、おそらく1回風呂を沸かすのは最低でも500円掛かるでしょう。そういうことがある。憩の家の風呂を利用する、そういう傾向が圧倒的に多い。それは結局独居老人、あるいは独居老人でなくても60歳そこそこの人もいらっしゃいますから。だから高齢者にとってのまさに憩いの場所なのです。そういうことも含めて、今後考えていてほしい。

○事務局

地域包括ケアシステムで今新潟市が進めている地域の茶の間は、まさに自宅にこもらないで出て来てもらうことがまず最初の目的ですので、そういう意味では、憩の家も大きな目的を達成しているということなのです。

ですから、一般の税負担者の方からすると、個人が風呂に入るために我々の税金を使っているのかという辺りは、なかなか理解が進まない。実は私も、当時反対だったときには、いろいろな憩の家を回って、ちなみにおたくさんのところは風呂ありますかと利用者の方に聞きました。もしかして使っていないからもう沸かさなくいいでしょうか、でも使えるよ、ではなぜここに来るのですか、いや一人のために風呂を沸かすと自然環境に悪いと言うのです。代表的な意見としてはそうなのです。年金をもらっているから、別に沸かす経費が無駄であっても、ここ憩の家に来れば1回100円必要ですので。ただ当時は無料だったのですけれども、やはり日本人のいい精神なのですけれどももったいない精神が働いて、一人暮らしだし家で風呂をたてるともったいないな、もったいないというのは金銭的なもったいないではなくて、一人のためにこれだけ水を使って燃料を使うことが申し訳ない、そういう意識の方がほとんどで、私も最初は、めんどうだから、体が思うように動かなくなりつつある人が風呂を洗って風呂を沸かすのは大変なのだろうなど、だったら介護保険サービスのデイサービスセンターの風呂を夜だけ開放してもらえないとか、探したりしたのですけれども、それはそれでなかなか限界がありそうだということで、なかなかいい案がなくて今に至っているのですけれども、出て来るといふこととか、いろいろな点で高齢者にとっては非常にいい施設なので、若者にとってもいい施設になるような工夫ということ、我々、まさに仕組みを作っていかなければだめだと思っております。

○平川委員長

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○川島委員

運動普及推進協議会の川島ですけれども、老人憩の家は利用者の年齢制限がありましたよね。そういう年齢制限があると、先ほどの赤ちゃんの話ではないですけれども、交流のときにどうなのかなということがあります。何かカードを見せてくださいと言われる。そうすると、青陵大学のように何かイベントをしてくださる方はいいですよ、でも地域でせっかくそういうことがあるのに、ほかの人が入るのが不可能なのか。イベントのときはオッケーとかそういうこともあるのでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりで、個人で利用しようとするときは、登録者証という60歳以上の人

に交付するものを見せてもらわないと入れないのですけれども、憩の家の主催事業として、先ほどのように青陵大学が主催事業として、指定管理者、運営する側の主催事業として学生から血圧測定をやってもらうというときは、年齢制限はありません。

○川島委員

仲間と近いから散歩した帰りにあそこのところでお風呂でも入ると、年齢制限があるからいやだよねという意見が出たことがあります。

○平川委員長

柔軟に活用しようとする、いろいろ制限があるというところだと思うのですが。

○川島委員

老人憩の家の名前がいやです。老人がいやなのです。

○平川委員長

多くの方、自身は老人だと思っていないようですから。

○石川委員

老人という言葉はいやだと言いますが、高志としてはかなりの人が65歳くらいですよ。完全に老人なのです。私も好きではありません。好きではないけれども、使わないと不便なのです。

例えば電話して、例えば役人、だれか偉い人に、例えばあるクラブの者ですと言うと、そのクラブは何ですかと、要はこの時代ですから必ず疑われます。ところがそこで「老人クラブの」というとぱっと気づいて、奥さんがああそうですかと、納得してもらえる。だから私は、今老人をなくしたら、熟年かシニアか、高齢者か、そういう言葉しかないのです。たしかに私も好きではないけれども、精神的には、70歳でも80歳でも若造だと思っていと思うのです。でも、65歳を過ぎたら、年代的には若者ではないのです。その辺はやはり自覚ではないでしょうか、私はそう思うのですけれども。

○岩浅委員

老人憩の家も地域の茶の間も、家に閉じこもらないで地域に出るといのはすごくいいことだと思うのですが、自転車で通っている人とか、自分の足で通ったり、家族が送迎してくれるとか、その送迎の部分で、自分で行けなくなると、もうゼロか1かというような利用ができなくなる人も大勢いらっしゃるの、送迎に関しても何かうまく仕組みづくりをして、利用を継続できるような、そういう仕組みができればいいと思うのですけれども。やはり私も憩の家に通っている方を知っているのですけれども、自転車で行っていると、自転車に乗れなくなったのもうやめてしまったという方がけっこういらっしゃるの、その点を今後取り組んでいただけたらいいかと思います。

○事務局

参考までにとということで、実は新潟市が憩の家を設置しはじめたときは、小学校区ごとに一つずつ設置しようという大きな方向性があったのですけれども、なかなか経費も掛かるということで、その目標を達成することなく途中で終わってしまったのでこういう配置になったということが現状なのです。おっしゃられたように、自動車とか自転車を使わないで歩いて何とか来られるところ、今まさに小学校区単位でいうとコミュニティハウスが、地域によって、コミュニティ協議会によって小学校区単位で施設をもっているところもあります。何とか、歩いていらっしゃる方がほとんどだと認識していますので、当初の計

画どおり、小学校区ごとに憩の家が設置されていたとすれば、今の地域の茶の間のように有効活用がもっと図られていたのかなと思います。

もう一つ、車両による送迎ということも、実は我々も具体的な取組みの案を考えた時期がありました。具体的にはデイサービスセンターの送迎車は日中は空いています。朝と夕方の迎えと送り、その間の時間というのは空いていますので、その車両を活用できないかとかいろいろ考えたのですけれども、やはり福祉車両の走行とか、いろいろな法令の関係もあったりということで、今はなかなか難しいということで、それと先行して、いろいろな地域に茶の間を作れば、まさに歩いて来られるところに茶の間がひととおりできれば、車両による送迎ということもとりあえずは要らないのかなという方向性で、今は取組みを進めているというのが現状です。状況としてはそういう状況です。

○平川委員長

よろしいでしょうか。追加等ございましたら事務局へご連絡いただくということで、14ページ以降の担当課からお願いしたいと思います。

○事務局

児童福祉係の山崎と申します。説明させていただきます。

14ページ、地域子育て支援センター事業です。

就学前のお子様と保護者の方が気軽に育児相談できるように、8か所に設置されています。利用者数は平成28年度中央区全体で延べ約9万人、5年前の約1.44倍となっていて、毎年右肩上がりが増えていきます。その中で、各センターでは、開館時間や施設の広さ、駐車場の有無など特色を持っておりますので、より保護者のニーズに合った施設を紹介できるように、施設間の情報交換会や見学会を実施しました。その結果、徐々にスムーズな他施設の紹介が可能となっています。同時に、自分たちの施設運営を見直すきっかけにもなっており、保護者、職員共に有益なものとなっていると判断しています。また、課題についてですが、職員に聞き取りを行い、平成29年度は、保育園の入園相談や、1歳半および3歳児健診の結果についての相談に対する助言などが的確に行えるように勉強会を開いてほしいというものがありましたので、研修も併せて実施しております。

○平川委員長

児童福祉係に関する14ページの事業へのご意見、ご質問でございますでしょうか。

それでは続きまして15ページ以降、こども支援係のほうをお願いします。

○事務局

こども支援係本間と申します。よろしくお願いたします。

15ページ、母親支援ほっと・サポート「ママのほっとタイム」、子育て情報誌「たち！」の作成ということで、平成28年度からの事業です。

児童虐待と親の育児負担の軽減、子育て環境の整備を目的に、二つについて取り組んでおります。

一つ目、母親支援サポート「ママのほっとタイム」です。月1回、母親同士が自分の体験や気持ちを語り合う場を提供し、自由にお話をしていただける場を設けています。昨年度は12回開催しておりまして、延べ人数が29人参加していただいております。話がたくさんできてリラックスできた、少し子どもと離れて話ができよかったなど、お母さんの育児負担の軽減を図ることができたと感じております。

また、情報発信「たち！」の作成ですが、昨年度は広報カードを作成しまして、アクセス数として年間 2,725 件ということで発信しました。

課題としましては、参加者数の増加とアクセス数の増加をあげております。平成 29 年度の実績については、9 月末現在で記載のとおりです。伸び悩んでおりますので、ホームページ、チラシ、あと職員に向けた事業の周知等に現在も取り組んでおり、「ママのほっとタイム」ですとか「たち！」のアクセス数の増加につなげるような取り組みを続けてまいりたいと思います。

○平川委員長

資料 15 ページに関しまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは続きまして、16 ページ以降、健康増進係の関係をお願いします。

○事務局

健康増進係の古寺です。よろしくお願ひいたします。

16 ページです。妊カフェ・育カフェ、子育て講座の開催については、平成 28 年度から新規で実施しました区づくり事業になります。

中央区は 8 区の中で一番出生数が多いということ、核家族の方も多く、転出入も多いということで、区づくり事業については、毎年実施してきているところですが、平成 28 年度からについては、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援ということを目指して実施しております。そして、この事業は保健師、助産師、保育士等の専門職に気軽に相談できる場とするということで、どちらの事業についても専門職が従事しています。平成 28 年度は、それぞれ月 1 回ずつ実施しております。取り組みと評価につきましては、特に乳児の 1 歳になるまでの講座、育カフェ、子育て講座の乳児が非常に人気があり、目標数以上の参加がありました。アンケートの結果としましては、専門職に相談できてよかった、専門職からのミニ講座については役に立ったというような声が聞かれております。課題としては、幼児のところで参加者数が目標数まで達しなかったというところと、妊カフェにつきましては、平日にやっているというところで、旦那さんと一緒に参加したいという声が聞かれたということで、平成 29 年度は参加しやすい方法、場所等について検討して実施しております。平成 29 年度、妊カフェについては、12 回のうち 6 回を土曜開催としております。その結果、夫と参加している方が増えているという現状があります。あと、0～6 か月児の育カフェについて非常に人気があったということで、回数を 12 回から 18 回に増やして開催しております。場所についても、広く実施できるように燕喜館に変更してやっております、参加者からも、駐車場がすぐ目の前にあって広い和室の中でゆったりとできるということで好評をいただいております。

続きまして 17 ページ、食生活改善推進委員、運動普及推進委員の育成と活動支援についてです。

継続して毎年実施している事業です。この二つの委員については、それぞれ、食事、運動について健康づくり活動を地域で進めていただいているボランティア団体になります。新潟市で実施している養成講座を受講し、活動に賛同いただいた方から委員になってもらっております。取り組みと評価のところは、ご覧いただきたいと思いますが、多くのいろいろな地域で行われている活動に、食生活改善推進委員、運動普及推進委員から参加しているという現状があります。課題についてですが、やはりなかなか委員の方も毎年高齢化が

進んでいくという中で、どうしてもお辞めになる方があるというところで、定期的に委員の養成について取り組んでいかなければならないということがあがっております。これについては、新潟市全体として食生活改善推進委員については8区の中で必ず毎年3区で養成講座を実施し、運動普及推進委員については2区で実施ということで計画的に取り組んでいるところです。平成29年度、運動普及推進委員については中央区で養成講座を実施しています。二つ委員とも、平成29年度勉強会等も進めているところです。

続きまして18ページ、特定健康診査やがん検診など各種健診の実施とPRです。

平成28年度、新潟市健康寿命延伸元年として、市をあげて取り組んでいるところです。そして、新潟市の大きな課題としても受診率の向上というところがあがっていますが、中央区の現状としましても、そこに書いてあるとおり、平成28年度、特定健康診査の受診率が31.69パーセントということで、特定健康診査の受診率は8区の中で最下位となっております。やはり中央区は人口が多いということで、健診対象者も一番多くなります。ですから、1パーセントの受診率を上げるには三百人受診者が増えなければというところで、小さな区と比べてなかなか受診率につながらないという現状があります。課題といたしましては、区だより、回覧板、地域のいろいろな集まりや地域の茶の間、コミュニティ協議会等でも健康教育等で地域の保健師がお話をさせていただいておりますが、なかなか実際の数というところには結びついてきていないというところが課題にあがっております。平成29年度は、特に受診率が低いのが40歳代というところでして、平成27年度、平成28年度、2年連続して未受診者であった方に健診の受診勧奨のリーフレットを5月に発送しまして、その方たちの中から、お会いできる方たちになるべく保健師、看護師が訪問して受診勧奨をしております。540件訪問予定となっております。9月末現在で保健師が約300件ほど訪問しております。やはりマンション等が多くなってきていて会えないという実態があり、なかなかこの受診率向上については、保健師も非常に苦慮しているところです。委員の皆様から何かいい案等があれば、お聞かせいただければと思っています。

○平川委員長

16ページから18ページまでの資料に関して、皆様ご意見等ございますでしょうか。

○北村委員

この受診者数9,527人は、男女の内訳はどのくらいなのでしょう。

○事務局

受診率ですと男女ですぐ出るのですけれども。

○北村委員

受けていない人は、男性が多いのか女性が多いのか、どちらでしょうか。

○事務局

男性ですと、中央区の全体の受診率は26.3パーセントくらいです。女性ですと31パーセント。やはり男性のほうが受診率は低くなっております。先ほど40歳代の方が受診率が低いと言いましたが、40から44歳くらいの男性ですと約8.8パーセントくらいしか受けていないという現状があります。

○北村委員

課題のところは区だよりとか回覧板とか地域の健康教育等と書いてあるのですが、おそらく一人暮らしをしている40歳代、50歳の男性とかは、これらを見る機会ももともと

ないのかなという中で、やはり女性のトイレとかに、配偶者からの暴力みたいな、小さいカードが置いてあるのですけれども、公共機関のトイレとか、もっとう、ちょっとしたときに見られるところに、がん検診は大事ですみたいなものを、PR、男性の方ほどの辺であれば目にするかとか聞いてみるといいのかなと、保健師が訪問しても、仕事をしていて日中いなかったり、いつならいいのかなと思いましたので、何かの参考になれば。

○平川委員長

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○三崎委員

取組みと評価のところ、対前年比、平成 27 年度と比較するとどうなのかとか、そういう推移というものも必要だと思うのです。ただその年の受診がこうでしたというのではなくて。常に対前年度からしてどうなのかと、そうするとなぜそうだったのかということ、そういうものの見方も大事だと思います。

○事務局

特定健診の受診率については、平成 28 年度までは本当に微増ですが、一応増加はしているのですが、ほかの区も受診率が上がってきている中で、結果的には 8 区の中では残念ながら最下位というところです。

○平川委員長

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○水本委員

がん検診とかたくさんあるのですけれども、健診の方法です。例えば肺がんですとレントゲンだけということですが、レントゲンではほとんどが分からないのです。大きいな癌になっている場合は分かるのですけれども、その前の状態、進行が始まった状態では分からなくて、例えば健診から健診までの間に進行してしまうということがあるのです。CTとか何かで見ますとはっきり出るのですけれども、肺がんについてはそういうことです。あと乳がんとか、マンモグラフィとか何か使っているのでしょうかけれども、これもほとんど見つからないのがたくさんあるのです。こういった部分を、これからどのようにやっていくのか。見つかるような大きなもの、癌化したようなそういうものは見つかるのですけれども、なかなか見つからないという癌が多い。

それから、こういったものは、癌が、これから何年かしたときに、今テレビでやっているのですが、血液か何か 1 滴だけで全部 13 種類の癌が、何癌かということが分かるというようなものができた場合に、市としてもそういった健診をやるのでしょうか。お金が掛かるからということでやらないのか。その辺を少しお聞きしておきたいのです。

○事務局

今委員がおっしゃられたように、血液で分かる癌というようなことで、先日も新聞に載っていたと思うのですけれども、やはり集団健診でどこまで実施できるのか、費用対効果というところもあると思いますので、そこを見ながらというところが 1 点だと思います。肺がん検診については、たしかにいろいろな方法がありますが、新潟市の場合については集団健診で実施していますが、二人の専門医師が診ています。ご意見があったことについては本課にもお伝えしたいと思いますが、なかなか集団健診で多くの人をとということになってくると、方法等についてもいろいろ議論していかなければならないと思っております。

○水本委員

やはり乳がん、若い方は発症しやすいのです。こういったものを若い方が恥ずかしいからやらない、マンモグラフィは挟まってというようなことが嫌で行かないという方は多いのです。ですから、ほかの方法でそういったものが分かるような健診方法が、何か新潟は遅れているのではないかと考えるのですけれども。

最先端技術は高いですけれども、そこまでいなくても、ある程度の健診でいろいろな病気を早期発見するということが大事なのだろうと思います。今までのやり方ですと、ほとんど見落としがあるのです。いくら専門医が見ても、レントゲンで見ても分からないのです。枚数もものすごいです、大きく伸ばしていないからよけいに分からない。1年後に健診したら発病していたというような例もあるわけです。ですから、そういったものを早めに、少しでも最先端に近いようなものを使っていくということが必要かと思います。特に、市長が言ったように、健康寿命を伸ばそうと言っているくらいですから、やはりそういった健診、病気は早く見つけて治療すると、それが医療費の削減にもなる、悪くなったらどんどんお金が掛かるわけです。ですから、そういった意味で、どちらを先に取るかというところがあると思うのです。それなりに少しまた考えていっていただきたいと思います。

○平川委員長

よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、多方面、詳細にわたる報告をいただきましたけれども、資料2に関しまして、もし何かお気づきの点ございましたら事務局へ直接お願ひしたいと思います。

それでは終わらせていただいて、後半のイ、中央区社会福祉協議会についての説明をお願ひしたいと思います。

○事務局

中央区社会福祉協議会の高橋です。

資料3の「平成29年度地域福祉座談会」について、ご説明させていただきます。

説明にあたり、あらためてこの地域福祉活動計画について簡単にご説明させていただきます。

この活動計画は、名称にもありますとおり、各地区における住民主体の地域福祉活動の推進のための行動計画ということになっております。計画の策定にあたり、平成26年度、中央区に24ある地区社会福祉協議会やコミュニティ協議会、民生委員児童委員協議会の代表の方等にお集まりいただき、地域福祉座談会を2回実施いたしました。

計画の内容といたしましては、6年後に自分たちの地区はこうありたいという目標を立てていただき、目標達成のための具体的な取組みについて検討いただいたところでございます。計画策定後は、現在まで、各地区ごとに特色あるさまざまな取組みを進めていただいております。

この資料3でございますが、1行目※1のとおり、昨年度につきましては、地域福祉座談会を平成29年2月末から3月中旬にかけて四つの地域の連絡会ごとに開催させていただきました。こちらには各地区の社会福祉協議会の関係者、自治会、民生児童委員、地域包括支援センター、行政等から231人の皆さんにご参加いただき、ご意見をいただきました。次に2行目の※2のとおり、本年度平成29年度につきましては、地域福祉座談会を各地区から86名の方にご参加いただき、7月24日に開催したところでございます。

こちらの資料2ページ以降は、各地区ごとの意見集約表となっております。左側に地区が入っているかと思えます。資料の量がたくさんでございますので、1ページの要約のところを説明させていただきたいと思えます。1ページにお戻りください。

座談会のテーマといたしましては、今年度は6年間の活動計画の3年目という中間期となることから、地域福祉活動計画は、それぞれの地区でどれくらい達成されているかということと、来年度平成30年度から平成32年度の間に取り組んでいきたいと思っていることは何かという二つのテーマに絞り、情報共有と話し合いを行っていただきました。

左側に、座談会でお出しいただいたご意見等について、地域福祉活動計画の五つの目標に合わせて、事務局でおもなものをまとめさせていただいたものがこの資料となっております。

目標1、支え合い・助け合い、相互理解・人材育成の取組みにつきましては、地域福祉活動計画の達成状況を確認していただく中で出た意見としては、近所づきあいはどちらかといえば後退しているという意見や、ボランティア、参加者の固定化の問題、アパート、マンション等の集合住宅の近所づきあいの問題、その中で日ごろの声かけ、あいさつが重要であるとの意見がありました。また、ゴミ出し支援を実施している自治体が増えてきているという地区の情報や、若い人の人材不足に対してはさまざまな機会を利用して周知が必要であること、世代間の価値観の違いや住民の高齢化に伴う担い手の高齢化の問題、地域のリーダー育成が難しい等の意見が出ております。平成30年度以降取り組んでいきたいことといたしましては、引き続き、あいさつ運動や高齢者の見守り体制づくり、緊急医療情報キットの活用と継続、その中味の充実、高齢者のゴミ出し、除雪の支援ですとか、PTA婦人部、消防団や祭りの参加者等との連携等も図っていきたいというご意見がありました。

次に目標2、交流の場づくり、多世代交流についてでございます。達成状況等の確認の中で出た意見といたしましては、やはりアパート、マンション等からの参加者が少ないというご意見が多数ありましたが、一方で、地域によっては若い人が参加してくれている地域もあるとのご意見や、逆に、一人暮らし等で参加してほしい人ほど来てもらえないとか、地域の茶の間の代表や運営ボランティアの高齢化の問題、また学校と地域が連携して清掃活動や朝市を行っているというような情報ですとか、子どもが生まれたらお祝いをわたしている自治体がある等の話がありました。平成30年度以降取り組んでいきたいことといたしましては、認知症カフェなど今までにない事業の実施、世代交流事業の充実、地域包括ケアモデルハウスや朝市の活用、マンション、アパート住民との交流等があがっております。

次に目標3、活動場所、居場所（ふれあいの場）・情報提供については、地域の茶の間が広がってきている地域も一部あるが、まだまだ少ない地域が多く、原因として開催場所の確保や運営スタッフの不足の問題が出ております。また、既存の地域の茶の間についても、活性化が必要ではないかというようなご意見もありました。平成30年度から取り組みたいこととしましては、問題点としてもあげられていた地域の茶の間の新規開設、既存の茶の間の充実のほかに、子ども食堂の開催ですとか公共施設や学校跡地の活用等があげられております。

次に目標4、健康、健康維持・介護予防につきましては、健康維持のためにラジオ体操

を活用していたり、健康寿命を長くする活動をしている地域があるとの意見がありました。平成 30 年度以降の取組みとしましては、健康増進のためのイベントや健診率をあげるための取組み、健康寿命延伸のために住民自体が学ぶ機会を作っていきたいとの意見があがっております。

次に目標 5、安心・安全につきましては、地域によってはセーフティスタッフが増えている地域や、子どもから高齢者まで防災意識を高めている地区があるとの情報や、一方で自治会長とか民生委員に任せきりという意識の問題、マンション住民の防災意識が低いというような意見もあがっております。平成 30 年度以降の取組みとしましては、自治会の範囲を超えた全体の防災訓練ですとか、一時避難マップ作成、防災用リュックの配布等があがっております。

その他として、転入者が増えてきている地区もあるのですが、なかなか自治会の活動への参加が難しいという問題や、今後も自治会と民生委員の情報共有と関係づくりが大切であるという意見、そして新たな活動に取り組むのではなく、まずは地域福祉活動計画に記載されている各地区の事業の充実に取り組んでいくことが大切ではないかというご意見がありました。また、いわゆるゴミ屋敷の問題等への対応ということも、意見としてあがっております。

説明は以上でございます。

そして、このまとめの中にも出てきましたが、緊急医療情報キットというものが今ありまして、中央区社会福祉協議会ではこういったものを使っております。もうご覧になられた方もいらっしゃると思いますが、これが本体となっております。この中に、高齢者等、支援を要する方の氏名ですとかかかりつけ医、治療中の疾患等の情報、それから、もしものときの緊急連絡先の情報を記入した紙を入れまして冷蔵庫に保管いたします。そして、冷蔵庫の表面にはこのシールを 1 枚、それから玄関の内側にこのシールを 1 枚というようなルールで活用していただいております。救急隊が対応する際には、中に入ったときにこれが貼ってあれば、冷蔵庫に何らかの情報があるということが分かる仕組みとなっております。シールですが、本体の形状については若干違うものを使用している地区もありますけれども、活用の目的としては同じでございます。

もともと東京の港区で始まったものと聞いておりますが、新潟市では中央区の栄地区が先駆的に実施し、その後、中央区だけではなく、新潟市全域に広まっている事業でございます。これにつきましては、中身の情報の更新ということが一つの問題となっておりますが、この機会に皆様にもご覧いただければと思って持ってきました。もしお手に取ってご覧になりたいという方がいらっしゃいましたら、この会議終了後、見ていただければと思います。

説明は以上でございます。ご意見等、よろしく願いいたします。

○平川委員長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○川島委員

少しお伺いしたいのですが、緊急医療情報キットというのは、世帯がお年寄りでないと言われていないと言われて、お年寄りの方とお孫さんが一緒に住んでいるとだけではないとか、そうすると、日中お孫さんがお勤めに行っているとお年寄りがお一人です。そうい

うときはどうなのかなと。

○事務局

この活用につきましては、中央区の場合、それぞれの地域で、取り組んでいただけたところにある程度のルールについてもお任せしているような状況でございます。高齢者がたくさんいる世帯につきましては、予算上の問題等もあり、単身世帯だけにお配りしているというところがあるとは聞いております。ただ、今おっしゃられたとおり、日中一人になるという危険性というところもあるかと思いますので、そちらについてはまた今後検討していく必要があると思います。

○三崎委員

白山地区においては、社会福祉協議会の事業説明会を開催しておりまして、自治会長、民生委員からお集まりいただいて、そしてこの説明を必ずやるのです。そのときに、皆様から対象者を出していただいて届けるようにしているのです。そのときに、こういう人にやりたい、ああいう人にやりたい、それは皆さんから言ってください。そうしたら私も拒否しません。なぜならば、一番大事なのは皆様の生命を守ることが一番ですからという見解でやっております。

○水本委員

その件で、私の町内においては全世帯に、子ども、若い世帯も含めて、かぎっ子になるわけです、子どもたちが。そういうときに、例えば救急車を呼んでやったとき、親の状況というのは我々は分からないから、どこへ連絡していいかも分からない。それが緊急医療情報キットの中に入っていると、親の連絡先とか勤め先もみんなそこに入っている。本人が書くわけですから。そういったものも、やはり全世帯に、子どもたちも含めて、お年寄りだけではなくて子どもたちも含めてできるのではないかと考えて、我々は全世帯に配布しております。

○平川委員長

ほかにはいかがでしょうか。各地域の取組みが出させると、うちもやろうということで広がっていくとよろしいのではないかと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○北村委員

それぞれの学校に地域教育コーディネーターが入っていると思うのですけれども、その方と連携しているものはあるのでしょうか。

○事務局

地域教育コーディネーターさんとは、それぞれの地区の、学校で行われる福祉教育ですとか、地域のいろいろな活動の中で、必要に応じて連携を取らせていただいているという状況です。

○水本委員

何かすごく、若い担い手だったり、PTA、ここにも書いてありますけれども、PTAの方とか、お子さんのことだと親も出て行く機会があって、何をしているのかが分からない方もいると思うので、分かることがまず第一歩というか、どういう活動をしているかが分かって、その次に、ではうちのほうもやってみようかということになるわけなので、お子さんのいる環境、保育園とか学校とか、そういうところとつながるとよりいいのかなと思います。

ます。

○事務局

地域教育コーディネーターさんとは、地域ごとには地区社会福祉協議会の方とは連携を取っているという事例はたくさんあると思います。よりそれが進むように、社会福祉協議会のほうでも支援させていただければと思います。

○三崎委員

その件で、コーディネーターは学校なのです、地域ではない。ですから、学校側も、前から言っているのだけれども、ようやく地域と一緒にやりましょうということに変わってきているのですけれども、前から民生委員のそういった話があったのだけれども、そのために地域教育コーディネーターを作ったのに、なかなか、10年くらい経ってもまだうまくいっていないわけです。ようやく学校側もそういう形で、校長先生の考え方ひとつなのです。校長が全権を持っていて、校長がオクケーしない限りはなかなかうまくいかないのですけれども、そういった形で地域と一緒にやると、学校が地域に出てくる、地域も学校に行くという交流をどんどん進めるということで、ここにPTAということも出ていましたけれども、PTAの役員というのは、PTAが終るとほとんど関係なくなってしまう。だから、そういう人たちを我々もキャッチしてコミュニティに参加してもらおうということを考えているのですけれども、なかなかやらしてもらえない。小学校が終わったら中学校まで役員をやるとかということで、なかなか来てくれない。そういった問題でなかなかうまくいかないのですけれども、そういった人たちが役員を辞めたときにキャッチして何かに入ってもらおうということが、若い人たちを確保するには一番かと。男性はなかなか仕事をされていて、自営業とかしていればいいのですけれども、そういったものはなかなか難しい。これからもっと若い人をキャッチしていくには、PTAの役員とか、PTAで活躍していた人たちを取り入れるという形しかないかなと我々は思っているのです。

○三崎委員

コミュニティ協議会とのつながりということもものすごく強くなる。学校は何でもいろいろな行事に我々役員に出てくださいという案内がきますので、本町の方などには積極的に参加するという形で、非常に地域との連携というものを認識して中学校などは特にやっていますね。社会福祉協議会というのではなくて、その事業の中に社会福祉協議会も入っていますから、一体化していますので、そういう意味で連携というのはもっと強くなって忙しいです、正直な話。

○平川委員長

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○岩浅委員

友愛訪問についてなのですが、今、70歳以上の単身世帯が基本的に対象になっていると思うのですけれども、高齢者のご夫婦の世帯ですとか、ご兄弟で生活されている世帯でも、単身の世帯よりも少し、見守りが必要だなという世帯も出てきていると思うので、その辺は、民生委員さんによってはご夫婦だとかご兄弟の世帯に友愛訪問に回ってもいいということになっていると思うのですけれども、その辺も、今、70歳以上単身という、そもそも単身世帯というところをもっと緩和してもいいのではないかと思うのですが。

○三崎委員

それは我々の催促ですから。ですから事業説明会のときに話をするのですけれども、そういう方、あるいは民生委員さん、自治会長さんが、この人のところには友愛訪問をしてほしいという要望があれば人を入れるという形に柔軟に、そういうふうにやっています。

○平川委員長

よろしいでしょうか。いかがでしょうか。もしどうしてもということがございませんでしたら、あとで事務局に直接お伝え願えれば、あるいは今後の交流の中でお伝えいただくということをお願いしたいと思います。

それでは、この報告につきましてはこれで締めることといたしまして、次第4その他でございしますが、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

特にございません。

○平川委員長

それでは、以上をもちまして、本日の意見交換を終わらせていただきたいと思います。委員の皆様、お忙しいところ、どうもありがとうございました。以上をもちまして、進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

○司 会

皆様、大変長時間にわたりありがとうございました。大変貴重なご意見をいただきましたので、今後の計画に活かしていきたいと思います。

なお、次回の推進協議会でございますが、この計画が6年間のうち今年度前期3年が経過することになりますので、またその辺の報告も含めまして次のいろいろな方向に向けて検討を加えて、来年3月ごろを予定しておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。また、日程につきましては事務局のほうで調整をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

最後に事務連絡でございますが、駐車場をご利用の方につきましては無料券をおわたしますので、お帰りの際、受付にてお受け取りいただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、平成29年度第1回中央区地域健康福祉推進協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。